

## 令和2年第10回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和2年10月27日(火) 午前8時55分～11時20分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎別館防災センター2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 後潟局長、大里主査、棚町主査、中村主任

議事録署名委員(4番 川畑 千秋 委員・5番 福菌 勉 委員)

### ○ 議事日程

議事録署名委員の指名

- 日程第1 報告議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取り下げ(1件)について
- 日程第2 報告議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可指令書の取り消し(1件)について
- 日程第3 報告議案第19号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて
- 日程第4 議案第49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(3件)について
- 日程第5 議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(7件)について
- 日程第6 議案第51号 非農地証明願(9件)について
- 日程第7 議案第52号 農用地利用集積計画案(1件)について(新規1件)
- 日程第8 議案第53号 農用地利用集積計画案(一括方式)(新規9件)について

## 会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和2年第10回いちき串木野市農業委員総会を開催いたします。  
初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和2年第10回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしくお願ひします。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 本日は全員出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

これより議事に入ります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、4番 川畑千秋委員、5番 福菌 勉委員をお願いします。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

ただ今から、議事に入ります。まず、日程第1報告議案第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請の取り下げについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

大里主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請の取り下げについてご説明申し上げます。

す。令和元年10月15日に父親から娘への贈与目的で3条申請をいたしました。令和元年10月21日に父親の死亡が判明しましたので、農業委員会として議案には諮らず、申請を取り下げいたしました。取り下げの申請書類の提出については、相続人が決まった時点で譲渡人、譲受人の連名にて取り下げの申請をするように依頼をしていましたが、相続人が決まるまでに時間がかかり、令和2年9月29日に取り下げ願いの書類が提出され、10月13日付けで受理証明書を送りましたので報告いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、日程第1報告議案第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下げについては、10月13日付けで発出済みとのことです。事後承認とはなりますが、申請のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 それでは、申請のとおり受理することで決定いたしました。次に日程第2報告議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可指令書の取消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

大里主査 3ページをお願いします。日程第2報告議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可指令書の取消しについてご説明申し上げます。申請地を譲り受けて耕作するため、令和2年9月10日に3条申請し、令和2年9月28日許可を得ましたが、売買価格の折り合いがつかず、契約が成立しなかったために許可の取消しを求める書類が提出され、10月13日付けで取り消し指令の文書を送りましたので報告いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。ちょっといいですか。3条の許可申請の場合、お互いが合意して連名で許可申請をするんですけど、その後このような価格の問題で取り消しというような事例がこれまでもあったんですか。

大里主査 はい、これまでも許可が出た後に売買価格が折り合わず、取り消しを出されたことはございます。

議長 受付をする時に指導とか、確認はされないんですか。

大里主査 連名で申請書が出てきておりますので、基本的な売買契約はなされているものとして受け付けております。

議長 取り消しの理由としてはすっきりしませんが、過去にもそういった事例があったということです。皆さんの方からご質疑ございませんか。ないようですので、日程第2報告議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可指令書の取り消しについて事後承認とはなりますが、申請のとおり取り消しすることでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 それでは、報告のとおり許可指令書を取り消しすことで決定いたしました。続きまして、日程第3報告議案第19号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

大里主査 5ページをお願いします。日程第3報告議案第19号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてご説明申し上げます。以前出しました非農地判断に対して、当人から取り消してほしいという事案3筆が出てまいりましたので、ご報告いたします。1筆目から3筆目まで同じ方で、10月16日(金)久木山委員と事務局で現地確認をして、耕作中であることを確認しております。表を見ていただいて、総会判断日、平成26年10月30日とありますが、前回非農地判断を決定した日です。これを今回内容の欄に表示しているとおおり、耕作中としています。今回分が表の下の令和2年度10月分1人3筆372㎡となっております。あと、久木山委員に現地確認をしていただいておりますので、報告をお願いします。

議長 それでは、報告をお願いします。

久木山委員 先ほど事務局よりございましたとおおり、10月16日9時に現場を見てまいりました。3筆とも小豆や野菜等が植えてありまして、きれいに耕作されておりましたので、非農地判断の取り消しをお願いしたいということです。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び調査委員からの報告が終わりました。これより、質疑に入ります。皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、日程第3報告議案第19号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについては報告のとおり取り消すことをご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 それでは、報告のとおり非農地判断の取り消しをすることで決定いたしました。続きまして、日程第4議案第49号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は3件ですが、No.3の案件に関連する委員がいらっしゃいますので、2件の案件について先に審議し、その後No.3の案件について審議いたします。

では、No.1について、事務局及の説明及び調査員の報告をお願いします。

棚町主査 6から7ページをお願いします。日程第4議案第49号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は3件です。No.1について、ご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。この申請地は農用区域内農地です。現在譲受人は市外に居住し、自宅の近辺にて農地を借り受けて耕作をしておられます。今回の申請地は〇〇の、平成28年解散により使われなくなった畑の譲り渡しです。譲受人は、この農地で今後果樹などの栽培を行う予定です。調査は【正】を松田委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

松田委員 6番松田です。No.1について報告いたします。10月20日(火)午前9時40分より、代理人の行政書士立会いのもと、木場委員と私で申請地を調査いたしました。申請地については、6,7ページをご覧ください。譲渡人の農地を譲受人が購入して栗や梅などの果樹栽培を行うとのこと。この申請地は、農用区域内農地です。譲受人は鹿児島市内で〇〇の会社を営んでおり、水稻等農業もし

ているそうです。労働力は従業員を含む 10 人ほど、農機具等は、草刈り機等農業に必要な機械は一式あるということです。通作距離は約 20 km、今回譲渡人の保有する〇〇を購入するということで、この農地も譲り受けることになったということです。調査した結果、問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、No.2 について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 8 から 9 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。この申請地は農用区域外農地です。今回の申請地は、譲受人の実家の近所であり、この近くにある所有農地を普段から全て耕作しておられます。調査は【正】を外菌委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、2 番外菌です。10 月 21 日午前 8 時 30 分より、譲受人立会いのもと、蓑手委員と私が調査を実施いたしましたので、報告します。申請地の位置図は 8, 9 ページになります。申請地取得後の営農計画は、野菜を作付けし、自家消費する計画です。労働力は常時 1 人ですが、兄弟が近くにいるため、農作業の忙しい時は手伝ってくれるので、特に問題ないとのことでした。農機具はトラクターや管理機、草払い機、軽トラック等農業に必要な機械器具は所有され、自宅からの通作距離は約 15 分程度で問題ないと見てまいりました。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただ今、No.1、No.2 について、説明が終わりました。皆様の方から何かご質疑ございませんか。まず No.1 についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますね。それでは、No.2 について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございますので、お諮りします。一括でお諮りします。日程第4議案第49号農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することをご異議ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、申請のとおり許可することで決定いたしました。次に、No.3について、関連する農業委員がいらっしゃいますので、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する委員、今回は〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(退席後)

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 10から11ページをお願いします。No.3についてご説明申し上げます。譲渡人が譲受人へ所有する農地を譲り渡したいという申請です。この申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられ、今回の申請地は既に使用貸借している場所です。調査は【正】を西村委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。以上です、よろしく申し上げます。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いいたします。

西村委員 はい、10番西村です。場所は10ページ、11ページをご覧ください。10月22日8時50分から9時まで、行政書士立会いのもと樋ノ口委員と調査をしてまいりました。調査の内容としまして、受け人は、20a以上の耕作者である。申請地は現在譲受人が耕作している。労働力は2人。農機具の保有状況につきましては、トラクター、田植え機、コンバイン等所有している。営農計画は、いちご、水稻、野菜類を栽培する計画です。自宅からの通作距離は約1.5kmで、労力、施設とも十分あると認められます。皆様のご審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今、No.3について、説明が終わりました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようでございますので、お諮りします。日程第4議案第49号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3については許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは、申請のとおり許可することで決定いたしました。〇〇委員は自席にお戻りください。続きまして、日程第5議案第50号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議案とします。今回の申請は7件です。事務局の説明、調査委員からの報告をお願いし、7件終了後、質疑に入ります。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

中村主任

日程第5議案第50号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。今月は7件であります。それでは、No.1について、説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。申請人は現在、借家住まいであるため、本申請地を買い受けて、自宅を建築したいための申請であります。なお、今回の申請は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には以前、現地調査をしていただいた箇所、農用地区域内にある農地です。令和2年8月4日、農用地区域からの除外申請が提出され、現在1回目の30日間の告示中とのことです。第1回目の告示終了後、15日間の異議申し立て期間があり、その後、改めて2回目の告示が30日間実施されます。その後、農振除外が許可されることとなります。概ね申請より、6ヶ月程の期間がかかるとのことです。平成27年12月18日鹿児島県農業会議臨時総会において、優良農地を確保する観点から、農用地区域内農地及び第一種農地はすべて、農業会議への意見聴取を本県の基本方針とすることを決議されております。なお、権限移譲先の農業委員会は、従来、農振除外完了後に意見聴取することとしていましたが、平成31年2月の常設審議委員会において、農振除外や用途変更される見込みが十分ある案件は、常設審議委員会へ意見聴取できるように変更されており、農振除外や用途変更される見込みが十分にある案件は、転用申請の受付ができます。農振除外後、第二種農地・第三種農地の30a以下なら意見聴取の対象外となっております。今回の申請地箇所は、除外後は、第二種農地となり30a以下ですので意見聴取の対象外です。権限移譲先の農業委員会では、農業委員会の意見書に、「農振除外完了を条件として、許可相当と判断する」と明記するとともに、必ずその旨説明を行い、農振除外を確認後、許可書を交付することとなります。調査委



員は【正】を西村委員、【副】を樋ノ口委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いいたします。

西村委員 10番西村です。場所は12ページ、13ページをご覧ください。調査は10月22日9時10分から9時30分まで、行政書士立会いのもと樋ノ口委員と調査をしました。転用目的は、譲受人は借家住まいであるため、本申請地を買い受けて、自宅を建築したいとのことです。土地の条件は、転用に合致していると思われる。農地としては利用が困難と思われる場所でした。目的の確実性は、許可後速やかに着工する見込みである。資金は住宅ローン審査結果通知書を添付してあります。位置としては、周囲の農地に被害は及ぼさないと考えられます。用排水につきましては、用水は公共上水道、雨水排水は、南側の市道水路へ放流する。汚水排水と生活排水は合併浄化槽で処理するという事です。被害防除につきましては、被害防除誓約書が提出してあります。幅1mくらいの緩衝地を設けるとことです。擁壁のブロックを施工するとのことです。付近の状況としましては、東が宅地、西が竹林、南が市道、北が山林となっております。その他につきましては、先ほど中村さんの言われたとおり、合計面積が545㎡となり、500㎡を超えますが、理由書が添付されており、本申請地北側隣接地は傾斜地であり、木が生い茂り、原野山林化した日陰となるため、敷地として使用することが難しい。使用不可面積が64㎡で、北側に大きくスペースを設け、南側に建築せねばならず、住宅用敷地としての利用可能面積は500㎡を下回るということです。以上調査をしてまいりました。皆様のご審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、No.2について、事務局の説明をお願いします。

中村主任 それではNo.2について説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。申請人は現在、借家住まいであるが、今般申請地を取得し、自宅を建築したいための申請であります。譲受人は2名連名の申請であります。持分といたしましては、旦那様3/5、奥様が2/5であります。なお、市土木課と譲渡人とで既存の道路部分における道路用地の寄付についての協議がなされ、登記完了の旨の書類が添付されております。申請地は第三種農地で、袴田公民館内にあり、都市計画区域内にあり、第一種中高層住居専用地域にある農地

です。調査委員は【正】を福菌委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いいたします。

福菌委員

5番福菌です。No.2について調査をいたしましたので、報告いたします。10月21日、申請人の代理人の行政書士立会いのもと川畑委員と私が調査を行いました。申請地は袴田地区で、第三種農地、第一種中高層住居専用地域です。位置図は14ページ、15ページを参照ください。転用の目的は現在、借家住まいであるため、申請地を譲り受けて自宅を建築したいためです。資金調達は、全額銀行ローンでまかさないです。申請地は、現状のまま使用する計画で、隣接地は宅地や雑種地であり、土砂の流出や溢水がないようにします。周囲の状況は、北側に雑種地、東側と南側は宅地、西側は道路です。用水計画は上水道、雨水排水は溜柵に集めて西側道路の側溝へ流し、生活雑排水は合併浄化槽を設置します。許可が下り次第着工することです。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書、市道用地寄付書が添付されています。問題はないと見てまいりましたが、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長

はい、ありがとうございます。続きまして、No.3について、事務局の説明をお願いします。

中村主任

それでは、No.3について説明申し上げます。16ページ、17ページをお開きください。申請人は現在、借家住まいであるが、今回の申請地を譲り受けて自宅を建築したいための申請であります。申請地は、第三種農地で、麓地区区画整理事業区域内にあり、都市計画区域内にある、第一種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いいたします。

久木山委員

11番久木山です。No.3について報告いたします。10月21日（水）午前9時過ぎに申請人の代理人の行政書士立会いのもと古賀委員と私の3名で農地転用実態調査をいたしました。位置図は16ページ、17ページを参照ください。この場所は麓土地区画整理事業の一角であり、農地区分は第三種農地で、第一種中高層住居専用地

域であります。今回は受人が借家住まいであるため、申請地を購入して、自宅を建築したいとのことです。現在宅地造成されていて、いつでも建築ができる状態にあります。被害防除等においては、東側が道路、西側が畑、南側が道路、北側が畑であり、雨水は東側の側溝へ流し、公共上水道、汚水生活雑排水は合併浄化槽であり、周辺に支障を及ぼさないために建物の高さを6.2m以内にするというのでございます。西側と北側は現況では畑ですが、宅地造成されていて、何も問題はないと判断します。資金対応は、銀行より借り入れのため、融資証明書が添付してあります。調査したところ問題はないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、No.4 について事務局の説明をお願いします。

中村主任 それでは、No.4 についてご説明申し上げます。18 ページ、19 ページをお開きください。申請人は現在、借家住まいであるが、今回の申請地を譲り受けて建築したいための申請であります。申請地は、第三種農地で、麓土地区画整理事業区域内にあり、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員 11 番久木山です。No.4 について報告いたします。10 月 21 日（水）午前9時半過ぎに申請人の代理人の行政書士立会いのもと古賀委員と私の3名で農地転用実態調査をいたしました。申請地は18 ページ、19 ページを参照ください。この場所は麓土地区画整理事業の一角であり、農地区分は第三種農地で、第一種中高層住居専用地域であります。今回は受人が現在借家住まいのため、申請地を購入して、自宅を建築したいとのことです。現在宅地造成されていて、いつでも建築ができる状態にあります。被害防除等においては、東側が道路、西側が畑、南側が道路、北側が宅地であり、雨水は東側の側溝へ流水し、公共上水道、汚水生活雑排水は合併浄化槽であります。また、周辺に支障を及ぼさないために緩衝地を設けます。西側は現況では畑ですが、宅地造成されていて、何も問題はないと判断します。資金調達は、銀行より借り入れのため、融資証明書が添付してあります。調査したところ問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議長                    ありがとうございます。続きまして、No.5 について事務局の説明をお願いします。

中村主任              それでは、No.5 について説明申し上げます。20 ページ、21 ページをお開きください。申請人は、〇〇で不動産及び建築工事業等を営む会社法人で、申請地を譲り受けて宅地分譲をしたいとの申請であります。申請地は第三種農地で、袴田公民館内にあり、都市計画区域内にある農地で、第一種中高層住居専用地域内にある農地であります。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を持つ会社法人です。宅地分譲の写し等の関係書類も提出しております。調査委員は【正】を福菌委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。

福菌委員              5 番福菌です。調査は 10 月 21 日、申請人の代理人の行政書士立会いのもと川畑委員と私が調査を行いました。申請地は袴田地区で、第三種農地、第一種中高層住居専用地域です。位置図は 20 ページ、21 ページを参照してください。転用の目的は、申請人は〇〇で不動産及び建設工事を営む法人で、申請地を譲り受けて、宅地分譲をするものです。資金は全額自己資金で賄います。分譲は 2 区画になり、市道に面した区画と、その奥の幅員 4 m の通路でつながり区画になります。申請地は現状のまま使用し、区画ごとのブロック 3 段積みの土留め工事を行います。周囲の状況は東と南は宅地、西側は道路、北側は畑です。雨水排水は溜桝に集め、西側道路側溝に流します。許可が下り次第着工する予定です。被害防除計画書、被害防除誓約書、事業計画書、残高証明書、履歴事項全部証明書、定款、宅地建物取引業者免許証が添付されています。問題はないと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長                    ありがとうございます。続きまして、No.6 について事務局の説明をお願いします。

中村主任              それでは、No.6 について説明申し上げます。22 ページ、23 ページをお開きください。申請人は現在、〇〇を営んでおり、今回の申請地の北側隣接地、平江〇〇に居住しており、今回申請地を譲り受け、〇〇の保管場所及び駐車場を設置したいという申請であります。申請地は第三種農地で、平江公民館内にあり、都市計画区域内にあり、第一種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。ご審

議方よろしくお願ひいたします。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員            農地法第5条第1項の規定による許可申請No.6について、2番外菌です。10月21日午前9時、申請人の代理人立会いのもと、葺手委員と私が調査を実施いたしました。申請地は平江で、位置図は22ページ、23ページを参照してください。転用の目的は、〇〇を保管する場所がないため、倉庫と駐車場を設けるためです。資金調達は全額自己資金でまかない、申請地は50cmほど盛り土し、緩衝地を設け、用水計画は公共上水道、雨水排水は東側の水路へ放流する計画で、問題はないと思います。周囲の状況は、東が道路、西が畑、北と南が宅地です。被害防除計画書、被害防除誓約書、事業計画書、残高証明書が添付されており、許可があり次第着工するとのことです。よろしくお願ひいたします。

議長                    ありがとうございました。続きまして、No.7について事務局の説明をお願いします。

中村主任            それでは、No.7について、説明申し上げます。24ページ、25ページをお開きください。申請人は現在、借家住まいで、手狭になったため、申請地を譲り受けて、自宅を建築したいための申請で、2名の連名による申請であります。譲受人の持分は、それぞれ1/2ずつです。申請地は第三種農地で、麓地区土地区画整理事業内のある農地で、都市計画用途地域内にあり、第一種中高層住居専用地域にある農地です。なお、仮換地指定通知において、街区番号〇〇については、令和2年10月6日第5条許可済となっております。所有分は1/5持分。〇〇1/10持分、〇〇1/10持分であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を古賀委員にお願ひしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員           11番久木山です。No.7について10月21日(水)午前10時過ぎに行政書士立会いのもと古賀委員と私の3名で農地転用実態調査を行いました。位置図は24ページ、25ページを参照してください。この場所は麓土地区画整理事業の一角であり、農地区分は第三種農地で、第一種中高層住居専用地域であります。今回は受人が借家住まいのため、申請地を購入して、自宅を建築したいとのことです。現在宅地造成されていて、いつでも建築ができる状態です。被

害防除等においては、東側が道路、西側が宅地、南側が宅地、北側が道路であり、公共上水道、汚水生活雑排水は合併浄化槽であり、周辺に支障を及ぼす農地はなく、宅地造成されていて、何も問題はないと判断します。資金対応は、銀行より借り入れのため、融資証明書が添付してあります。調査したところ問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。7件について、事務局の説明及び調査委員からの報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。まずNo.1について皆様何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ちょっと、これは確認ですけど、常設審議委員会には諮らなくていいということですか。

中村主任 常設審議委員会には諮らなくていいそうです。

議長 これは、面積が小さいからでしょうか。

中村主任 そうです。30aないところでクリア、除外後、第三種農地のためいいそうです。

議長 常設審議委員会には諮らなくていいということですか。他に何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 続いて、No.2について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次にNo.3について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございます。次にNo.4について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長                    ないようでございます。次にNo.5について何かご質疑ございませんか。私からいいですか。宅地分譲ということなのですが、分譲地を整地した後の分譲計画はあるのでしょうか。

中村主任              はい、区画としましては2区画分譲できるように、手前と奥にエル字に分けて、いずれも購入予定者がいると聞いております。

議長                    他にご質疑はございませんか。  
                            (「なし」と呼ぶ者あり)

議長                    ないようでございます。次にNo.6について何かご質疑ございませんか。

                            (「なし」と呼ぶ者あり)

議長                    ないようでございます。次にNo.7について何かご質疑ございませんか。

                            (「なし」と呼ぶ者あり)

議長                    特にご質疑ないようですので、一括してお諮りします。日程第5議案第50号農地法第5条第1項の規定による許可申請7件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

                            (「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長                    異議なしということですので、日程第5議案第50号農地法第5条第1項の規定による許可申請7件については、申請のとおり決定します。続きまして日程第6議案第51号非農地証明願についてを議題といたします。今回の申請は9件であります。事務局の説明9件終了後、質疑に入ります。それでは、事務局の説明をお願いします。

大里主査              26ページをお願いします。日程第6議案第51号非農地証明願について、ご説明申し上げます。今月は9件の申請で、No.1からNo.8については違反転用指導の結果、転用後20年以上経過している案件で、No.9は違反転用の指導ではない申請になります。非農地証明願のNo.1です。申請地は①から⑥の6筆になります。いずれも違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回委員による現地調査は行っておりません。申請事由のとおり、①～④は平成2年会社

の作業場を建てたときから道路と資材置き場として使用するようになった。①、②が資材置き場、③、④は道路です。⑤は平成 10 年に自宅を建てた際に庭として使用するようになった。⑥は違反転用で家を建てていたが平成 20 年ごろ壊して現在は駐車場として使用しているとのことです。以上、いずれも 20 年以上経過し、今後農地としての活用は難しいと考えております。

次にNo.2です。資料は 26 ページをご覧ください。申請地は1筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回改めて委員による現地調査はおこなっておりません。申請事由のとおり、平成 10 年に母が居宅を建設し、またそれ以外の土地は自宅の庭、駐車場などとして使用し現在に至っているとのことです。20 年以上経過し、今後農地としての活用は難しいと考えております。

次に非農地証明願のNo.3です。資料は 30 ページをご覧ください。申請地は1筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回委員による現地調査はおこなっておりません。申請事由のとおり、平成元年に自宅を建設し、同じ時期にコンクリート敷きの駐車場として施工し現在に至っているとのことです。20 年以上経過し、今後農地としての活用は難しいと考えております。

次に非農地証明願のNo.4です。資料は 32 ページをご覧ください。申請地は1筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回委員による現地調査はおこなっておりません。申請事由のとおり、昭和 55 年に自宅の隣に貸家を建てたが、平成 20 年に解体して現在は砂利を敷き宅地の一部として利用しているとのことです。今後農地としての活用は難しいと考えております。

次に非農地証明願のNo.5です。資料は 34 ページをご覧ください。申請地は1筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回委員による現地調査はおこなっておりません。申請事由のとおり、50 年前に車庫を建てて、農地としては使っていない。車庫以外の部分についても、竹や庭木を植えて宅地の一部として使用しているとのことです。20 年以上経過し、今後農地としての活用は難しいと考えております。

次に非農地証明願のNo.6です。資料は 36 ページをご覧ください。申請地は1筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回委員による現地調査はおこなっておりません。申請事由のとおり、本件土地に氏神様を設置するためにコンクリート等で舗装して、農地としては使用できない状態になっているとのことです。20 年以上経過し、今後農地としての活用は難しいと考えております。

次に非農地証明願のNo.7です。資料は 38 ページをご覧ください。申請地は1筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しており





久木山委員

1番から8番までの分なんですけど、非農地証明を出すのはいいんですが、現在まで違反転用なんですよね。相手からも始末書をもらう予定はないかなと思うんですが。今回はこれでいいですが、無断で転用しているわけですから、農地法でいけば違反転用なんですよね。9番については雑木が生えて非農地ということはいいと思います。1番から8番の違反転用について事務局がどう思われているかお願いします。

議長

事務局お願いします。

大里主査

委員の皆さんが違反転用の指導をしてくださった結果、違反転用の状態を解消するために、今回の証明願いが提出されたものです。申請人は十分違反転用を認識して申請されていると、思っているところです。始末書は今回添付されておりましたが、こちらから改めて今後は違反転用がないようにお願いしますと文書を作成しまして、非農地証明書に付けようと思っているところですが、それができでしょうか。

久木山委員

農地法を理解してもらって、簡単に自分の土地だからといって、相手側にもそこを理解してもらわないと違反転用は増えていくと思います。だから、相手側にもわかるように指導していかないと、これは農業委員の仕事ですから。

議長

今回は事務局が言われたように、非農地証明書を発行しますので、今回の案件は違反転用であったと説明をして、今後は違反転用がないように、もし転用をする場合は事前に許可を受けてくださいという趣旨の文書を1枚付けて、地目変更手続きの仕方も合わせて添付をして相手方に通知をするということですので、No.1からNo.8の案件については、そういった対応をさせていただきたいということです。そういったことでよろしいですか。

久木山委員

はい。

議長

他にございませんか。

局長

今の件ですと、広報紙にいろいろ掲載する機会がございますので、その都度1～2行程度「農地転用の際には許可が必要です」と一言入れることにしたいと思いますので、ご理解ください。

議長

今後このような非農地証明願いが、我々の違反転用の指導の結果

で出てくると思うんですけども、その際も今回と同じ扱いでいいですか。それとも、始末書を付けさせますか。

外菌委員

親の代にしたとか出てくるでしょうが、本人たちはわからずに経過を見ているから。もし始末書をとるんだったら、よっぽど始末書の内容を気を付けないと受ける方は語弊が出てくるんじゃないですか。逆に非農地証明願いを出してくれるところはまだいいほうですよ。

議長

今回は 20 年を経過していますので、非農地証明願いでよかったのですが、20 年を未経験のところも中にはあるかもしれません。その時には非農地証明願いでは処理できませんから、4 条なり、5 条の許可申請をしていただいて、事後追認という形になると思いますが、ちゃんと始末書をつけていただかないといけません。違反転用した本人と世代が代わって子、孫の世代になっているということもあって、今回は始末書は徴求しなかったということですので、今後非農地証明願いが出てきた時には、ご本人が違反転用をしたのであれば始末書を添付させるべきでしょうが、世代が代わって子、孫の世代になっている時には、今後違反転用がないようにしてくださいねという文書を添付するという対応でいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

今後はそういった対応でするようにお願いいたします。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それではお諮りします。日程第 6 議案第 51 号非農地証明願今回は 9 件については、一括して申請のとおり非農地証明を発行することでご異議ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは、申請のとおり非農地証明を発出することで決定いたしました。次に、日程第 7 議案第 52 号農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

棚町主査

44 ページをお願いします。日程第 7 議案第 52 号 10 月分の農用地利用集積計画書案は、1 件 1 筆 1,198 m<sup>2</sup>で、新規が 1 件です。よろし

くお願いします。

議長 　ただ今、事務局の説明がありました。皆さんの方から何かご質疑  
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者声あり）

議長 　なしということですので、お諮りします。日程第7議案第52号農  
用地利用集積計画1件については、申請のとおり決定することでご  
異議ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　それでは、申請のとおり決定されました。次に、日程第8議案第  
53号農用地利用集積計画案一括方式についてを議題といたします。  
なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市  
農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自  
己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、そ  
の議事に参与することができない」となっていますので、関連する  
〇〇委員は、ご退席をお願いします。

**（退席後）**

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 　45ページをお願いします。日程第8議案第53号10月分の農用地  
利用集積計画書案は農地中間管理事業分で、9件9筆12,194㎡、新  
規が9件です。借り人の方で、所有農地のある方はいらっしゃいま  
せん。また、貸し人の方で、（ ）書きの方は亡くなっていらっ  
しゃる方で、利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載  
してございます。よろしくをお願いいたします。

議長 　事務局の説明が終わりました。何かご質疑ございませんか。今回  
は新規ということになっておりますが、全くの新規なのか、従来か  
ら一般の利用権設定で借りておって、中間管理事業にのりかえるの  
か、そこらへんはいかがですか。

棚町主査 　はい、今回の申請の方々は、以前から貸借があり、中間管理事業  
を利用するのは、今回が初めてです。

議長 　はい、ということで、できるだけ中間管理事業を利用してくださ  
いをお願いしているので、利用集積計画から一括方式にのりかえる

という新規になるということです。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第8議案第53号農用地利用集積計画案一括方式今回9件につきましては、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第8議案第53号農用地利用集積計画案一括方式9件につきましては、報告のとおりの内容で決定することとします。〇〇委員は自席へおもどりください。

以上、議事の方は全て終わりました。

議事録署名委員

• \_\_\_\_\_

• \_\_\_\_\_